



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第72号 令和4年7月17日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
469	道路の区域を変更する件		道路整備課
470	同		同
471	道路の供用を開始する件		同
472	同		同

徳島県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 2	鳴門池田	阿波市阿波町西林一七七 番四地先から 同 番一地先まで 一三三二	旧	七・九〇一三・六	一八四・九
		同 番二地先から 番一地先まで 一三三一	新	一五・四〇四八・三	一八四・九

徳島県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 2	鳴門池田	美馬市脇町字西赤谷一番 二地先から 同 字拝原一九一 一番一地先まで 美馬市脇町字西赤谷一番 二地先から 同 字拝原一九〇 三番一地先まで	旧	一四・七〇三・八	一、六〇三・九
			新	一四・七〇四・三	一、六三七・三

徳島県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 ( メー トル )	供 用 開 始 の 期 日
1 2	鳴門池田	阿波市阿波町西林一七七番二 地先から 同 地先まで 一三二番一	一七九・〇	令和四年七月十七日

徳島県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
1 2	鳴門池田	美馬市脇町字西赤谷一番二地 先から 同 字拝原一八九三番 二地先まで	一、六二四・六	令和四年七月十七日